

学校で新型コロナウイルス感染者等が発生した場合の対応について（お知らせ）

秋涼の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動に深いご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、鹿児島県において感染者の増加が続いていることから、本学園の児童生徒や職員がいつ感染してもおかしくない状況となりつつあります。つきましては、本学園内に感染者等が発生した場合の対応について、事前にお知らせすることで、少しでも不安を解消したいと考え、対応の流れと保護者の皆様へのお願いを下記のとおり示させていただきました。なお、国や県の動向により、新たな対応を行うことがありますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

記**1 児童生徒及び職員に感染者が発生した場合**

- ① お子様が感染した場合、ご家庭より学校に必ず連絡してください。欠席扱いとはせず、出席停止の措置をとります。
- ② 保健所の指導の下、感染者本人に係る詳細な情報を収集します。〔健康状態（発症日、症状等）、クラス、部活動、通学手段、出席状況 等〕
- ③ 校内対策会議を設置し、保健所の指導・助言及び収集した情報をもとに学級閉鎖や臨時休校等の措置について判断します。（長期休業中や濃厚接触者がいない場合など、臨時休校等をしないこともあります。）
- ④ 臨時休校等の措置をとる場合、安心メール等でお知らせします。
- ⑤ 臨時休校の期間は、保健所の指示による消毒及び濃厚接触者の特定がされるまでの間とします。（1～3日程度）
- ⑥ 臨時休校後、感染者及び濃厚接触者以外の児童生徒は、通常登校となります。なお、感染等、不安な場合は学校にご相談ください。
- ⑦ 濃厚接触者に特定された児童・職員は、PCR検査等を受けます。（保健所の指導の下、指定された日時に検査場で検査されます。結果が分かり次第、検査機関よりご家庭に連絡が入りますので、速やかに学校に連絡してください。）
- ⑧ 濃厚接触者は、検査結果が陰性であっても保健所から自宅待機などを求められます。その間、不要不急の外出は控えてください。（感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間程度）また、陽性の場合、病状に応じて、治療や自宅休養となります。医師や保健所の指示に従ってください。
- ⑨ 濃厚接触者が自宅待機の間、欠席扱いとはせず、出席停止の措置をとります。また、毎日、健康状態を保健所に報告します。
- ⑩ 部活動等の対外的な活動は、概ね2週間自粛します。それ以降も含め、大会事務局や該当する学校等に確認しながら、参加の可否を確認して対応します。

2 生徒及び職員が濃厚接触者になった場合

- ① ご家庭より学校に必ず連絡してください。自宅待機としますが、欠席扱いとはせず、出席停止の措置をとります。職員も自宅待機とし、保健所等の指示に従います。
- ② 項目1の⑦～⑨の対応となります。

3 ご家族等に濃厚接触者が発生した場合

ご家庭より学校に必ず連絡してください。自宅待機としますが、欠席扱いとはせず、ご家族のPCR検査等の結果で陰性が判明するまで出席停止の措置をとります。ご家族が陽性の場合、項目2の対応となります。

4 児童・生徒に風邪症状等が続き、医師の指示により、PCR検査等を受けた場合

- ① ご家庭より学校に必ず連絡してください。検査の結果が判明するまでは、欠席扱いとはせず、出席停止の措置をとります。
- ② 検査結果が医療機関等からご家庭に連絡がきます。確認後、速やかに学校に連絡してください。陽性の場合、項目2の対応となります。
- ③ 検査の結果、感染が確認されなかった場合の登校・出勤の可否については、医師・保健所等の指示に従います。

5 児童・生徒に発熱や風邪症状がみられた場合

- ① ご家庭より学校に必ず連絡してください。欠席扱いとはせず、出席停止の措置をとります。状況に応じて医療機関で受診してください。
- ② 学校で症状が現れた場合、家庭へ連絡し休養していただきます。早退扱いにしません。

6 新型コロナウイルスに感染した生徒やご家族への配慮

新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があります。自分から感染しようとして感染するものではなく、感染した人は悪くありません。しかし、噂や陰口、SNS等の何気ない言葉が、人を傷つけ、感染することが悪いことだという雰囲気をつくってしまいます。これまで、授業や学校プリント等でお伝えしてきましたが、改めて、感染した人や症状のある人を責めるのではなく、早く治ってほしいと願い、戻ってきたときには温かく迎えてほしいと思います。思いやりの気持ちを持って行動することをお願いします。

7 その他

コロナの感染状況によって、その対策のために登校を控えても欠席扱いとはせず、出席停止の措置をとります。不安や疑問、他のケース等ございましたら学校にご相談ください。

<濃厚接触者等の候補の考え方>

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は②いずれかに該当する児童生徒等及び教職員とします。

① 濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

② 濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活する児童生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

※学校において上記①②の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とすることが考えられる。

（参考）学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（文部科学省）